

## 納税証明書の添付について

国税、県税、町税の納税証明書の原本又は写しの添付が必要です。  
納税証明書の提出がないと競争入札参加資格審査申請書の受付はできません。

### 1. 国税について

本社を管轄する税務署長が発行する直近 1 年間の国税の納付に関する納税証明書で、法人の場合は、「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）」（納税証明書「その 3 の 3」）の証明書を、個人の場合は、「申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（個人用）」（納税証明書「その 3 の 2」）

### 2. 県税について

本町と契約を締結する本社又は営業所等が所在する都道府県が発行する直近 1 年間の県税の納付に関する納税証明書（完納証明書）

### 3. 町税について

「和気町内に本社・本店を所有している者（町内業者）」及び「和気町外に本社・本店を所有している者で和気町内に支店・営業所・出張所・工場等を有し現に人員を配置して事業活動を行っている者（準町内業者）」で、直近 1 年間の町税（法人・個人町民税、固定資産税、軽自動車税等）の納付に関する納税証明書

なお、直近 1 年よりも前の滞納がある場合は、直近 1 年間の町税を完納していても証明書は発行されません。

※ 町内業者、準町内業者以外の方は、本町と契約を締結する本社又は営業所等が所在する市町村の納税証明書